

徳島県監査委員公表第4号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和4年度の財政的援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり公表する。
令和5年3月10日

徳島県監査委員
岡鹿大西 梶
崎山寺沢 原
悦公健 貴一
夫弘司 朗哉

- 1 監査基準
財政的援助団体等監査については、徳島県監査基準（令和2年3月6日徳島県監査委員告示第1号）に準拠して実施した。
- 2 監査の対象
令和4年12月20日から令和5年1月27日の間に、別表に記載の12団体において実施した。
- 3 監査の着眼点
監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。
- 4 監査の実施内容
令和3年度における財政的援助等に係る出納その他の事務を対象とし、監査対象団体から提出された関係書類を照合するとともに、関係職員から説明を聴取することにより、監査を実施した。
- 5 監査の結果
監査の着眼点及び監査の実施内容のとおり監査を行った結果、重要な点において監査基準第15条第2項第3号に定める事項が認められないものについては、次のとおりである。

< 公益財団法人徳島県文化振興財団 >
公益財団法人徳島県文化振興財団事務処理規程において、業務委託に係る支出は理事長の決裁事項とされているにもかかわらず、これがなされていないものがある。今後、組織的な確認を徹底し、適正な事務の執行を確保する必要がある。

< 公益財団法人とくしま産業振興機構 >
割賦設備債権、リース設備債権、設備資金貸付金及び求償権について、適切な債権管理を行い、収入確保に努める必要がある。

債権残額の状況

令和3年度決算額	195,402,840 円
令和2年度決算額	197,880,347 円
増 減 額	2,477,507 円

別表

監 査 対 象 団 体	財政的援助等の概要
公益財団法人徳島県文化振興財団	出資金、公の施設の管理
徳島空港ビル株式会社	出資金、公の施設の管理
株式会社徳島健康科学総合センター	出資金
株式会社コート・パール徳島	出資金、公の施設の管理
一般財団法人徳島県環境整備公社	出資金
公益財団法人とくしま産業振興機構	出資金、補助金、貸付金、損失補償

監 査 対 象 団 体	財政的援助等の概要
岡田企画株式会社	公の施設の管理
徳島県酪農業協同組合	〃
徳島中央森林組合	〃
一般社団法人かみかつ里山倶楽部	〃
株式会社バル	〃
株式会社ティビィケイ	〃